

- ① 個人情報の適切な管理や守秘義務についての規程を定め、これを事業の従事者に周知する。
- ② 特に訪問者に対しては、個人情報の適切な管理や守秘義務について研修等を行い周知徹底する。
- ③ 非常勤職員の委嘱手続等においては、誓約書を取り交わすことなどの具体的措置を講じる。

1 3. 委託先について

- 事業の委託先としては、本事業を適切に行う観点から、少なくとも以下の要件を満たすことが必要である。
 - ① 必要な研修を受講した訪問者を配置するなど、本事業を適正かつ円滑に遂行しうる体制を整えていること。
 - ② 訪問者に対して、個人情報保護や守秘義務に関する研修を受講させ、本事業に係る個人情報の具体的な管理方法等についても一定の規程を設けるなど、委託に係る事務に関して知り得た個人情報を適切に管理し、秘密を保持するために必要な措置を講じること。
- 市町村は、事業主体としての責任を果たす観点から、委託先との関係について、以下のような点に留意する。
 - ① 委託先に対して、本事業を適切に実施するために必要十分な情報提供を行うこと。
 - ② 委託先の事業実施状況の把握や指導等により、適正な事業運営を確保すること。
- なお、既に子育て支援拠点事業を実施している法人が本事業を併せて実施することは、地域の子育て家庭に対して多様な支援が可能となり、地域の子育て支援活動のネットワークの強化につながるといった観点から、このような法人に委託を進めることも有効である。

ただし、この場合においては、事業の実施に当たり、訪問結果の報告や支援の必要性の検討について、市町村の母子保健担当部署及び児童福祉担当部署との十分な連携に努めるべきである。

1 4. 第2種社会福祉事業の届出等

- 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）により、第2種社会福祉事業として適切に事業開始の届出を行うとともに、都道府県の指導監督を受けること。

1 5. 子育て支援における地域力の醸成

- 本事業は、すべての乳児のいる家庭を対象とするため、地域における子育て支援のニーズを広く把握することが可能であることから、こうした子育て支援のニーズに関する情報等を、必要な地域の子育て支援サービスの拡充のために活かすことが求められる。

養育支援訪問事業ガイドライン (案)

1. 事業目的

- 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする。

2. 対象者

- この事業の対象者は、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施結果や母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制に基づく情報提供及び関係機関からの連絡・通告等により把握され、養育支援が特に必要であって、本事業による支援が必要と認められる家庭の児童及びその養育者とする。具体的には、例えば以下の家庭が考えられる。
 - ①若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭
 - ②出産後間もない時期（おおむね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭
 - ③食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭
 - ④児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭

3. 中核機関

- この事業の中核となる機関（以下「中核機関」という。）を定める。中核機関は、本事業による支援の進行管理や当該事業の対象者に対する他の支援との連絡調整を行う。
- 事業の実施にあたっては、中核機関と子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）（以下「ネットワーク」という。）調整機関（以下「調整機関」という。）がその連携に十分努めることが必要である。さらに、ケース管理を効率的に行う観点からは、ネットワークが設置されている場合には、可能な限り中核機関と調整機関を同一とすることが適当である。
- 事業の実施にあたっては、中核機関または調整機関は、対象者の状況により保健師等専門職の判断を求めるなど母子保健担当部署との連絡調整に努めること。

4. 訪問支援者

- 訪問支援者は、中核機関において立案された支援目標、支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施する。
- 訪問支援者については、専門的相談支援は保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等が、育児・家事援助については、子育てOB（経験者）、ヘルパー等が実施することとし、必要な支援の提供のために複数の訪問支援者が役割分担の下に実施する等、効果的に支援を実施することが望ましい。
- 訪問支援者は、訪問支援の目的や内容、支援の方法等について必要な研修を受けるものとする。

5. 支援内容

- この事業は、以下を基本として行うものとする。
 - ①支援が特に必要である者を対象とする。
 - ②短期集中的に又はきめ細かに指導助言を行うなど、密度の濃い支援を行う。
 - ③対象者に積極的アプローチを行うものであり、適切な養育が行われるよう専門的支援を行う。
 - ④必要に応じて他制度と連携して行う。
- このため、本事業については、具体的には次の類型を基本として実施するものとする。

①乳児家庭等に対する短期集中支援型

0歳児の保護者で積極的な支援が必要と認められる育児不安にある者や精神的に不安定な状態等で支援が特に必要な状況に陥っている者に対して、自立して適切な養育を行うことができるようになることを目指し、例えば3か月間など短期・集中的な支援を行う。

この場合、保健分野その他の専門的支援が必要となるときは、支援内容・支援方針を検討し、当該専門的支援を担う機関・部署のサービスにつなぎ、児童福祉や母子保健等複数の観点から支援を行う。

②不適切な養育状態にある家庭等に対する中期支援型

食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状態にあり、定期的な支援や見守りが必要な市町村や児童相談所による在宅支援家庭、施設の退所等により児童が家庭復帰した後の家庭など生活面に配慮したきめ細かな支援が必要とされた家庭に対して、中期的な支援を念頭に、関係機関と連携して適切な児童の養育環境の維持・改善及び家庭の養育力の向上を目指し、一定の目標・期限を設定した上で指導・助言等の支援を行う。

6. 中核機関の役割

(1) 対象家庭の把握

- 対象者の把握については、以下のような経路から中核機関に情報提供が行われることが想定される。
 - ①乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施結果や母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制に基づく情報提供
 - ②児童相談所等関係機関からの調整機関への通知・通告等や中核機関への情報提供
- 中核機関は、上記①又は②等により把握された養育支援が特に必要な家庭について情報の収集を行う。

(2) 対象者の判断

- 中核機関は、本事業により実施する訪問支援の対象者及び支援内容を決定する。この場合、必要に応じて調整機関や児童相談所等と連携し、個別ケース検討会議を開催する等、必要な検討を行う。
- 本事業の対象者は、一定の指標に基づき判断された等、支援が特に必要と認められる家庭の児童及びその養育者とする。

○支援の必要性を判断するための一定の指標<項目の例示>

<ul style="list-style-type: none"> ●基本情報 	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの年齢 ●家族構成 ●関与機関または経路（機関名 担当者 経過） ●乳児家庭全戸訪問事業実施報告 （支援の必要性有り・検討のため要調査等）
<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの状況 	<ul style="list-style-type: none"> ●出生状況（未熟児または低出生体重児など） ●健診受診状況 ●健康状態（発育・発達状態の遅れなど） ●情緒の安定性 ●問題行動 ●日常のケア状況・基本的な生活習慣 ●養育者との関係性（分離歴・接触度など）
<ul style="list-style-type: none"> ●養育者の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ●養育者の生育歴 ●養育者の親や親族との関係性 ●妊娠経過・分娩状況 ●養育者の健康状態 ●うつの傾向等 ●性格的傾向 ●家事能力・養育能力 ●子どもへの思い・態度 ●問題認識・問題対処能力 ●相談できる人がいる
<ul style="list-style-type: none"> ●養育環境 	<ul style="list-style-type: none"> ●夫婦関係 ●家族形態の変化及び関係性 ●経済状況・経済基盤・労働状況 ●居住環境 ●居住地の変更 ●地域社会との関係性 ●利用可能な社会資源

<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠期からの支援の必要性 <特定妊婦> 	<ul style="list-style-type: none"> ●若年 ●経済的問題 ●妊娠葛藤 ●母子健康手帳未発行・妊娠後期の妊娠届 ●妊婦健康診査未受診等 ●多胎 ●妊婦の心身の不調 ●その他（ ）
--	---

(3) 支援の開始と支援内容等の決定方法

- 支援の開始にあたっては、中核機関において、要支援児童等の状況等に応じて具体的な支援の目標及び当該目標を達成するための具体的な支援の内容、期間、方法、支援者等について計画を策定し決定する。
- この事業における支援内容は、支援が特に必要と認められる家庭に対する養育に関する専門的相談・支援であり、具体的には以下の内容を基本とする
 - ①妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠・出産・育児を迎えるための相談・支援
 - ②出産後間もない時期（おおむね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援
 - ③不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や子の発達保障等のための相談・支援
 - ④児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援
- 産褥期の育児支援や家事援助等については、2に定める支援が特に必要と認められる家庭に対して、一定の目標を設定し相談・支援の一環として実施するものとする。
- 上記①及び②については5に定める短期集中支援型による支援を想定しており、この場合、例えば3か月以内の短い期間を設定しつつ、当該期間内に例えば週に複数回の訪問を行うなど、頻回に訪問支援を行うものとする。
- 上記③及び④については5に定める中期支援型による支援を想定しており、この場合、6か月から1年程度の中期的目標を設定した上で、当面3か月を短期的目標として、定期的な訪問支援を行うとともに、目標の達成状況や養育環境の変化などを見極めながら支援内容の見直しを行っていくものとする。

(4) 支援の経過の把握

- 中核機関は、支援の経過について訪問支援者からの報告を受け、支援の実施や家庭の状況について把握する等、支援における経過についての進行管理を行う。また、支援の経過の中で適時、訪問支援者の役割分担や支援上の課題について確認する等、対象家庭や訪問支援者へのフォロー体制を確保する。
- 中核機関は、必要に応じて調整機関がネットワークの会議を開催する等の対応を求める。

(5) 支援の終結決定の判断

- 中核機関において、支援の目標が達成されたかどうか、養育環境が改善されたかどうか等の支援後の評価を行い、支援の終結決定についても事業担当者、訪問支援者、関係機関等と協議の上決定する。
- 本事業による支援を終結する場合においても、他の必要な支援につなげることや、必要に応じてその後の継続的な支援体制を確保する。

7. 訪問支援者の研修プログラム

- 必要な研修プログラムについては、各地域の実情に応じて実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問に同行することや援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）などを組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努める。

なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略しても差し支えないものとする。

- 支援経過の中で生じる様々な課題の解決のためには、必要に応じ中核機関による訪問支援者へのフォロー体制を整えることが必要である。
- 訪問者の研修は、①訪問実施前に実施する基礎的研修②実際の訪問における問題解決のための技術向上研修③事例検討などの応用的研修など、訪問者の能力と必要性にあわせて計画的に実施すること。
- 養育支援訪問事業 訪問支援者基礎的研修プログラム例
 - 事業の意義と目的
 - 守秘義務について
 - 児童虐待の予防について
 - 地域の子育て支援の情報
 - 傾聴とコミュニケーション
 - 訪問支援の実際
 - 事例検討

8. 個人情報の保護及び守秘義務

- 事業の実施を通じて、訪問支援者が知り得た個人情報の適切な管理や秘密の保持のため、以下の対応等により万全を期す。
 - ①個人情報の管理や守秘義務についての規定を定め、これを事業の従事者に周知する。
 - ②特に訪問支援者に対しては、個人情報の管理や守秘義務について研修等を行い周知徹底する。
 - ③非常勤職員の委嘱手続等においては、誓約書を取り交わすことなど、具体的措置を講じる。
 - ④ネットワークが設置されている場合においては、訪問支援者をネットワークの構成員とし、当該構成員としての守秘義務を課す。

9. 委託先について

- 事業の委託先としては、本事業を適切に行う観点から、少なくとも以下の要件を満たすことが必要である。
 - ①必要な研修を受講した訪問者を配置するなど、本事業を適正かつ円滑に遂行しうる人員を有していること。
 - ②訪問者に対して、個人情報保護や守秘義務に関する研修を受講させ、本事業に係る個人情報の具体的な管理方法等についても一定の規程を設けるなど、委託に係る事務に関して知り得た個人情報を適切に管理し、秘密を保持するために必要な措置を講じること。
 - ③事業の全部を委託する場合には、本事業の対象者の状況に応じて、具体的な支援の目標及び援助内容を決定できる等、本事業のマネジメントのための体制が確保されていること。
- 市町村が事業を委託する場合においては、市町村が事業主体としての責任を果たす観点から、委託先との関係について、以下のような点に留意する。

- ①委託先に対して、本事業を適切に実施するために必要十分な情報提供を行うこと。
- ②委託先の事業実施状況の把握や指導等により、適正な事業運営を確保すること。

10. 第2種社会福祉事業の届出等

- 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）により、適切に事業開始の届出を行うとともに、都道府県の指導監督を受けること。

11. 地域における支援の充実

- 本事業は、支援が特に必要である者を対象としており、対象家庭の必要性に応じ計画を立て、地域のさまざまなサービスを組み合わせるなどして包括的な支援を行う事業である。そのため、本事業の実施を通じて、必要な地域のサービスをさらに充実させることが求められる。

平成20年度「生後4か月までの全戸訪問事業」及び「育児支援家庭訪問事業」都道府県別実施状況

	生後4か月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		育児支援家庭訪問事業			生後4か月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		育児支援家庭訪問事業	
	実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率		実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率
北海道	114	63.3%	67	37.2%	滋賀県	21	80.8%	16	61.5%
青森県	22	55.0%	10	25.0%	京都府	16	61.5%	14	53.8%
岩手県	33	94.3%	23	65.7%	大阪府	30	69.8%	32	74.4%
宮城県	35	97.2%	32	88.9%	兵庫県	37	90.2%	24	58.5%
秋田県	17	68.0%	4	16.0%	奈良県	16	41.0%	14	35.9%
山形県	31	88.6%	22	62.9%	和歌山県	12	40.0%	5	16.7%
福島県	30	50.0%	16	26.7%	鳥取県	14	73.7%	3	15.8%
茨城県	30	68.2%	21	47.7%	島根県	17	81.0%	12	57.1%
栃木県	25	80.6%	17	54.8%	岡山県	22	81.5%	18	66.7%
群馬県	28	73.7%	16	42.1%	広島県	19	82.6%	11	47.8%
埼玉県	43	61.4%	29	41.4%	山口県	17	85.0%	11	55.0%
千葉県	36	64.3%	17	30.4%	徳島県	16	66.7%	9	37.5%
東京都	40	64.5%	45	72.6%	香川県	13	76.5%	7	41.2%
神奈川県	16	48.5%	13	39.4%	愛媛県	12	60.0%	6	30.0%
新潟県	25	80.6%	13	41.9%	高知県	19	55.9%	11	32.4%
富山県	12	80.0%	6	40.0%	福岡県	34	51.5%	30	45.5%
石川県	19	100.0%	19	100.0%	佐賀県	19	95.0%	9	45.0%
福井県	17	100.0%	5	29.4%	長崎県	20	87.0%	14	60.9%
山梨県	21	75.0%	16	57.1%	熊本県	32	66.7%	14	29.2%
長野県	56	69.1%	28	34.6%	大分県	13	72.2%	10	55.6%
岐阜県	31	73.8%	16	38.1%	宮崎県	14	46.7%	6	20.0%
静岡県	31	75.6%	15	36.6%	鹿児島県	23	50.0%	10	21.7%
愛知県	38	65.5%	35	60.3%	沖縄県	38	92.7%	16	39.0%
三重県	20	69.0%	13	44.8%	全国計/平均	1,244	71.8%	800	45.4%
					平成19年度	1,063	58.2%	784	42.9%

※ 各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

※ 平成20年度次世代育成支援対策交付金内示ベース

平成21年度 国の実施する児童家庭相談に携わる職員の研修等 <実施機関・対象者所属別> 太字は新設

	児童相談所職員	市町村職員等
子どもの虹 情報研修センター http://www.crc-japan.net	<ul style="list-style-type: none"> ●児童相談所長研修<前期・後期><4/22~24> ●児童相談所児童福祉司指導者基礎研修<6/30~7/3> ●児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修<8/25~28> ●児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修<12/1~4> ●児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修<1/12~15> ●医師専門研修<5/27~28> ●児童相談所常勤医師専門研修<5/28~29> ●治療機関・施設専門研修<11/24~26> 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域虐待対応アドバンス研修 <岩手 9/10~11> <岡山 9/29~30> <沖縄 2/9 ~10>
	<ul style="list-style-type: none"> ●地域虐待対応研修指導者養成研修 <グループA：6/9 ~12><グループB：7/21~24> ●テーマ別研修（性的虐待）<3/3~5> ●テーマ別研修（家族への支援）<3/10~12> 	
国立武蔵野学院 http://www.musashino.go.jp *日程未定	<ul style="list-style-type: none"> ●児童相談所一時保護所指導者研修 <第1グループ：><第2グループ：> ●里親対応関係機関職員研修 ●思春期問題対応関係機関職員研修 	
国立保健医療科学院 http://www.niph.go.jp	<ul style="list-style-type: none"> ●児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修<11/18~20> 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●児童虐待防止研修（6/29~7/3：保健師等対象 ※注1） 	
全国社会福祉協議会 中央福祉学院 http://www.gakuin.gr.jp	<ul style="list-style-type: none"> ●児童福祉司任用資格認定講習会 <通信教育1年・スクーリング5日間：10/5~9> 	

研修受講に関する詳細は、各都道府県宛送付予定（3月~4月）の各研修機関の要綱又は各機関HP等を参照

※注1 受講資格：保健所及び市町村等において母子保健業務、精神保健福祉業務等に従事している中堅保健師、助産師（実務経験5年以上）の方。児童相談所に勤務する保健師等。（虐待事例への支援経験を有することが望ましい）

平成21年度 児童家庭相談に携わる職員等を対象とした研修等一覧 (資料13)

研修名	対象者区分	日程	実施機関	開催地
児童相談所長研修(前期)	新任児童相談所長	4月22日～24日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等 医師専門研修	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療 機関等で児童虐待に携わる医師	5月27日～28日 (1泊2日宿泊)	子どもの虹 情報研修センター	仙台市
児童相談所医師専門研修	児童相談所に勤務する常勤医師	5月28日～29日 (1泊2日宿泊)	子どもの虹 情報研修センター	仙台市
地域虐待対応研修指導者研修 (グループA)	児童相談所・要保護児童対策地域協議会調整 機関及びこれらを所管する本庁の職員等で、 研修講師・企画立案担当者等の都道府 県・政令市から推薦を受けた者	6月9日～12日(4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童虐待防止研修	保健所及び市町村等において母子保健業務、 精神保健福祉業務等に従事している中堅保健 師、助産師(実務経験5年以上)の方。児童 相談所に勤務する保健師等。虐待事例への支 援経験を有することが望ましい。	6月29日～7月3日(5日間)	国立保健医療科学院	埼玉県和光市
児童相談所児童福祉司指導者基 礎研修	児童相談所で児童福祉司や相談担当職員を指 導する立場にあるまたはこれに準ずる職にあ る者で、児童福祉司スーパーバイザー研修の 受くじょう要件を満たしていない者(児童相談 所長を除く)	6月30日～7月3日(4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
地域虐待対応研修指導者研修 (グループB)	児童相談所・要保護児童対策地域協議会調整 機関及びこれらを所管する本庁の職員等で、 研修講師・企画立案担当者等の都道府 県・政令市から推薦を受けた者	7月21日～24日(4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所児童福祉司 スーパーバイザー研修	児童相談所経験5年以上の者で指導的立場に ある児童福祉司スーパーバイザー	8月25日～28日(4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
地域虐待対応アドバンス研修 (岩手県)	要保護児童対策地域協議会調整機関の職員等 で、さらに専門的な知識・実務を学ぼうとす る者	9月10日～11日(2日間)	子どもの虹 情報研修センター	岩手県
地域虐待対応アドバンス研修 (岡山県)	要保護児童対策地域協議会調整機関の職員等 で、さらに専門的な知識・実務を学ぼうとす る者	9月29日～30日(2日間)	子どもの虹 情報研修センター	岡山県
児童相談所長研修(後期)	新任児童相談所長	10月7日～9日(3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童養護施設指導者研修	児童養護施設で指導的立場にある主任指導 員・主任保育士・家庭支援専門相談員・個別 対応職員等	10月13日～16日(4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所中堅児童福祉司・ 児童心理司合同研修	中堅児童福祉司・中堅児童心理司 (児童相談所経験3年以上5年以下)	11月18日～20日(3日間)	国立保健医療科学院	埼玉県和光市
公開講座	子ども虐待防止等に関心のある方	11月21日(予定)	未定	未定
治療機関・施設専門研修	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・小児 精神科医療施設等で子どもや家族の治療に携 わる職員	11月24日～26日(3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所児童心理司 スーパーバイザー研修	児童相談所経験5年以上の者で指導的立場に ある児童心理司スーパーバイザー	12月1日～4日(4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
里親対応関係機関職員研修	児童相談所等里親対応担当職員等	未定	国立武蔵野学院	さいたま市
児童福祉施設指導者合同研修	乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設等 の児童福祉施設で指導的立場にある主任指導 員・主任保育士・改訂支援専門相談員・個別 対応職員等のうち、施設経験5年以上の者	12月16日～18日(3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所中堅児童福祉司・ 児童心理司合同研修	中堅児童福祉司・中堅児童心理司 (児童相談所経験3年以上5年以下)	1月12日～15日(4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所一時保護所 指導者研修(第1グループ)	一時保護所職員で指導的立場にある者	未定	国立武蔵野学院	さいたま市
乳児院職員指導者研修	乳児院で指導的立場にある 主任保育士・家庭支援専門相談員	1月26日～29日(4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
地域虐待対応アドバンス研修 (沖縄県)	要保護児童対策地域協議会調整機関の職員等 で、さらに専門的な知識・実務を学ぼうとす る者	2月9日～10日(2日間)	子どもの虹 情報研修センター	沖縄県
児童福祉施設心理担当職員合同 研修	児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設・ 母子生活支援施設等の心理担当職員	2月17日～19日(3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所一時保護所 指導者研修(第2グループ)	一時保護所職員で指導的立場にある者	未定	国立武蔵野学院	さいたま市
思春期問題対応関係機関職員 研修	思春期問題対応関係機関職員	未定	国立武蔵野学院	さいたま市
テーマ別研修(性的虐待)	この問題に関わる専門職で各所属機関で 指導的立場にある者	3月3日～5日(3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
テーマ別研修 (家族への支援)	この問題に関わる専門職で各所属機関で 指導的立場にある者	3月10日～12日(3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童福祉司任用資格認定講習会	都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市 の職員及び児童福祉法第10条第1項に規定す る業務に携わる市町村の職員で、学校教育法 第87条による4年制大学を卒業した者又は平 成20年3月に卒業見込みの者	4月1日から1年間通信教育及び スクーリング10月5日～9日(5日間)	全国社会福祉協議会 中央福祉学院	神奈川県 三浦郡栗山町

	研修名	受講対象	実施時期	定員
21年 4月	児童相談所長研修<前期>	新任児童相談所長	4月22日(水) ~24日(金)	60名
5月	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等医師専門研修	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等で児童虐待に携わる医師 【宿泊研修】	5月27日(水) ~28日(木)	30名
	児童相談所常勤医師専門研修 新	児童相談所に勤務する常勤医師 【宿泊研修】	5月28日(木) ~29日(金)	30名
6月	地域虐待対応研修指導者養成研修 (グループA) *1	児童相談所、要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員及びこれらの機関を所管する本庁の職員で、都道府県・政令市から研修講師、企画立案担当予定者として受講の推薦を受けた者	6月9日(火) ~12日(金)	60名
	児童相談所児童福祉司指導者基礎研修 新	児童相談所で児童福祉司や相談担当職員等の部下職員を指導する立場に就いた課長・係長若しくはこれらに準ずる職にある職員で、就任後3年に満たないもの。(児童相談所長研修、児童福祉司SV研修、児童心理司SV研修の受講要件を満たす者は除く。)	6月30日(火) ~7月3日(金)	80名
7月	地域虐待対応研修指導者養成研修 (グループB) *1	グループAに同じ。	7月21日(火) ~24日(金)	60名
8月	大学生・大学院生児童虐待MDT (多分野横断チーム) 研修	児童虐待に関心のある大学生・大学院生	8月6日(木) ~7日(金)	80名
	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修	児童相談所で児童福祉司及び相談担当職員の教育・訓練・指導に当たる児童福祉司スーパーバイザーで、児童相談所経験5年以上の者	8月25日(火) ~28日(金)	80名
9月	地域虐待対応合同アドバンス研修 (東北地方:岩手県)	要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員等で、さらに専門的な知識・実務を学ぼうとする者	9月10日(木) ~11日(金)	80名
	情緒障害児短期治療施設職員指導者研修	情緒障害児短期治療施設で指導的立場にある主任心理士、主任指導員、主任保育士等	9月16日(水) ~18日(金)	30名
	地域虐待対応アドバンス研修 (中国・四国地方:岡山県)	要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員等で、さらに専門的な知識・実務を学ぼうとする者	9月29日(火) ~30日(水)	80名
10月	児童相談所長研修 <後期>	同研修<前期>に参加した児童相談所長	10月7日(水) ~9日(金)	60名
	児童養護施設職員指導者研修	児童養護施設で指導的立場にある主任指導員・主任保育士・家庭支援専門相談員・個別対応職員等	10月13日(火) ~16日(金)	80名
11月	治療機関・施設専門研修	児童相談所、情緒障害児短期治療施設、小児精神科医療施設等で子どもや家族の治療に携わる職員	11月24日(火) ~26日(木)	80名
	公開講座	子どもの虐待防止等に関心のある方	11月21日(土) (予定)	100名
12月	児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修	児童心理司経験5年以上の児童相談所児童心理司スーパーバイザー	12月1日(火) ~4日(金)	80名
	児童福祉施設指導者合同研修	乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等の児童福祉施設で指導的立場にある主任指導員、主任保育士、家庭支援専門相談員、個別対応職員等のうち、施設経験5年以上の者	12月16日(水) ~18日(金)	80名
22年 1月	児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修	児童相談所の中堅クラスの児童福祉司又は児童心理司で、児童相談所経験3年以上5年以下の者	1月12日(火) ~15日(金)	80名
	乳児院職員指導者研修	乳児院で指導的立場にある主任保育士・家庭支援専門相談員等	1月26日(火) ~29日(金)	60名
2月	地域虐待対応アドバンス研修 (九州・沖縄地方:沖縄県)	要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員等で、さらに専門的な知識・実務を学ぼうとする者	2月9日(火) ~10日(水)	80名
	児童福祉施設心理担当職員合同研修	児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設等の心理担当職員	2月17日(水) ~19日(金)	80名
3月	テーマ別研修「性的虐待」	この問題に関わる専門職で、各所属機関等で指導的立場にある者	3月3日(水) ~5日(金)	80名
	テーマ別研修「家族への支援」	この問題に関わる専門職で、各所属機関等で指導的立場にある者	3月10日(水) ~12日(金)	80名
随時	児童福祉施設職員等地域合同研修	児童福祉施設等で子どもや家族の援助に携わる職員	年2カ所	30名
年間	児童福祉関係職員長期研修 (Web研修) 新	児童福祉に携わる職員で、高度専門的な知識・実務を継続的に学びたい者	(別途決定)	数名



平成20年11月6日
公表資料

平成21年度「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」の開催について ～ 来年度は新潟県で開催します ～

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も跡を絶たない状況にあります。児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっており、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要です。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省では、児童虐待の防止等に関する法律が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、関係府省庁、地方自治体、民間団体と連携し、児童虐待に関する社会的関心の喚起を図るため、新聞、テレビ、ラジオ等による広報や全国フォーラムの開催など、集中的な広報・啓発活動を実施することとしています。

平成21年度における「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」については、都道府県を対象に開催希望を募り、開催場所の選定を行った結果、「新潟県」に決定したところです。

平成21年度全国フォーラム開催地 新潟県

※ 開催日程、場所等の詳細につきましては、決定次第公表する予定です。

【参考：これまでの開催実績】

- | | | | |
|--------|-----|-----|------------------------------|
| 平成17年度 | 第1回 | 開催地 | 埼玉県さいたま市 |
| | | テーマ | 「すべての子どもと子育てを大切に作る社会づくりに向けて」 |
| 平成18年度 | 第2回 | 開催地 | 静岡県静岡市 |
| | | テーマ | 「子どもと家族の声に耳を傾けて」 |
| 平成19年度 | 第3回 | 開催地 | 熊本県熊本市 |
| | | テーマ | 「児童虐待対策の今、そして、これから」 |
| 平成20年度 | 第4回 | 開催地 | 滋賀県大津市 |
| | | テーマ | 「子どもの幸せのために～虐待・いのちを考える～」 |



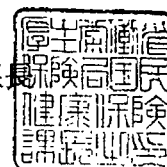
保国発第1226001号
雇児総発第1226001号
平成20年12月26日

都道府県民生主管部（局）長 殿

各
〔都道府県
指定都市
児童相談所設置市〕

児童福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長



厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長



国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に係る留意点等について

国民健康保険法の一部を改正する法律（平成20年法律第97号。以下「改正法」という。）の改正の趣旨及び内容については、「国民健康保険法の一部を改正する法律の施行について」（平成20年12月26日付け保発第1226001号）において、別添のとおり通知したとおりであるが、その運用に当たっての留意点等は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴管内市町村並びに関係機関及び関係団体等に周知を図り、運用に当たっては十分留意の上、遺憾なきを期されたい。

なお、本通知については、文部科学省大臣官房総務課に対し幼稚園、小学校及び中学校等の教育機関に対し周知を依頼していることを申し添える。

記

1 改正法の施行に当たっての留意点

(1) 改正法の施行前の準備

改正法においては、施行の日において改正法による改正前の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定により被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）の交付を受けている世帯主の世帯に属する15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者（同法第9条第3項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く。（2）及び（3）において同じ。）

があるときは、改正法の施行後速やかに、世帯主に対し、当該被保険者に係る有効期間を6か月とする被保険者証を交付することとされているところであり、改正法施行後速やかに当該被保険者に被保険者証を交付できるよう、対象者の抽出や有効期間を6か月とする被保険者証の印刷など必要な準備に努めること。

(2) 中学生以下の子どもへの短期被保険者証の発行

世帯主が国民健康保険法第9条第5項の規定により被保険者証を返還し、資格証明書を発行する際に、その世帯に属する15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者があるときは、世帯主に対し、当該被保険者に係る有効期間を6か月とする被保険者証を交付すること。

有効期間を経過した際に、その世帯に属する他の被保険者に引き続き資格証明書が交付されており、その者が15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者であるときは、有効期間を6か月とする被保険者証を継続して発行すること。新たに発行された被保険者証の有効期間を経過した際も同様の取扱いとすること。

また、有効期間を6か月とする被保険者証を継続して発行する際には、滞納世帯との接触の機会の確保に努めること。その際、世帯主が当該被保険者証を受け取りに来ないなど接触がとれない場合は、時間外や休日等も含め電話連絡を試みるとともに、必要に応じて、家庭訪問を実施するなど、各保険者の実情に応じて、速やかに被保険者証を交付できるよう、きめ細かな対応に努めること。

なお、有効期間を6か月とする被保険者証の発行をもって滞納世帯への接触を断つことなく、引き続き接触の機会の確保に努めるとともに、保険料を納めることができない特別な事情がある場合は、保険料の減免等を行うとともに、被保険者証を交付する一方、保険料を納めることが出来ない特別な事情がない場合は滞納処分も含めた適切な収納に努めること。

(3) 関係機関からの問い合わせへの対応

(1) 及び(2)の取扱いについて、地域の保険医療機関や中学生以下の子どもに関する関係機関(保育所等の児童福祉施設や幼稚園、小学校、中学校等の教育機関等)からの問い合わせ等があった際には、丁寧な説明に努めるなど適切に対応すること。

(4) その他

改正法において、世帯主が国民健康保険法第9条第5項の規定により被保険者証を返還した際に、資格証明書を交付せず有効期間を6か月とする被保険者証を交付することとされたのは、15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者であり、当該被保険者がいない世帯については、従前どおり当該世帯に属する被保険者全員に係る被保険者証又は資格証明書を交付することとなるが、その際は、機械的・一律に運用することなく、事業の休廃止や病気など当該世帯に保険料を納付することができない特別な事情があるか否かを適切に把握し判断した上で交付を行うこと。

2 「被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について」の改正について

改正法の施行に伴い、「被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について」（平成20年10月30日付け保国発第1030001号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知・雇児総発第1030001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を次のように改正し、平成21年4月1日から適用する。

被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について

国民健康保険における被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）の運用については、下記のとおり、その留意点をまとめたので、その内容を御了知いただくとともに、貴管内市町村等関係者への周知徹底について遺憾なきよう配慮されたい。なお、本通知については、社会・援護局保護課と調整済みであることを申し添える。

記

1 資格証明書の運用についての基本的考え方

資格証明書については、事業の休廃止や病気など、保険料を納付することができない特別の事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険料を滞納している方について、納付相談の機会を確保するために交付しているものであり、機械的な運用を行うことなく、特別の事情の有無の把握を適切に行った上で行うこと。

一方、国民健康保険においては収納率の向上はその保険運営上極めて重要であり、悪質な滞納者については、従前どおり、滞納処分も含めた収納対策の厳正な実施に努めること。

2 資格証明書の交付に際しての留意点

資格証明書の交付については、1のとおり、機械的な運用を行うことなく、特別の事情の有無の把握を適切に行った上で行うことが必要であるが、その際は、以下の事項に留意して取り扱うこと。

(1) 事前通知及び特別事情の把握の徹底

資格証明書が交付されることについて、滞納者が理解することなく行うことがないように、可能な限り文書だけでなく、電話督促や戸別訪問等の方法により滞納者との接触を図り、その実態把握に努めるとともに、滞納者に対し滞納が継続すれば資格証明書の交付を行うこととなる旨の周知を図ること。

その際には、納付相談の奨励に加え、保険料の減免制度及び生活保護や多重債務問題等の庁内相談窓口の周知も併せて行い、滞納者が相談を行いやすい環境を整えることや、相談機会の確保に努めること。また、他部門に相談のあった滞納者の事例について、情報共有ができるよう、庁内の連絡体制の整備に努めること。

また、資格証明書の発行に際しては、市町村の実情に応じ、別添の他市町村の取扱いも参考に、より公正な判断が行われるよう努めること。

(2) 短期被保険者証の活用

滞納世帯に対しては、短期被保険者証を経ずに資格証明書を交付するのではなく、資格証明書の交付までには、可能な限り短期被保険者証を活用することにより、滞納者との接触の機会の確保に努めること。

(3) 中学生以下の子どもへの短期被保険者証の発行

世帯主が国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第5項の規定により被保険者証を返還し、資格証明書を発行する際に、その世帯に属する15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者（同条第3項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く。以下同じ。）があるときは、世帯主に対し、当該被保険者に係る有効期間を6か月とする被保険者証を交付すること。

有効期間を経過した際に、その世帯に属する他の被保険者に引き続き資格証明書が交付されており、その者が15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者であるときは、有効期間を6か月とする被保険者証を継続して発行すること。新たに発行された被保険者証の有効期間を経過した際も同様の取扱いとすること。

また、有効期間を6か月とする被保険者証を継続して発行する際にも、滞納世帯との接触の機会の確保に努めること。その際、世帯主が当該被保険者証を受け取りに来ないなど接触がとれない場合は、そのような状況を放置することは望ましくないものであることから、時間外や休日等も含め電話連絡を試みるとともに、必要に応じて、家庭訪問を実施するなど、各保険者の実情に応じて、速やかに被保険者証を交付できるよう、きめ細かな対応に努めること。

なお、有効期間を6か月とする被保険者証の発行をもって滞納世帯への接触を断つことなく、引き続き接触の機会の確保に努めるとともに、保険料を納めることが出来ない特別な事情がある場合は、保険料の減免等を行うとともに、被保険者証を交付する一方、保険料を納めることが出来ない特別な事情がない場合は滞納処分も含めた適切な収納に努めること。

(4) 養育環境に問題のある世帯に対する対応

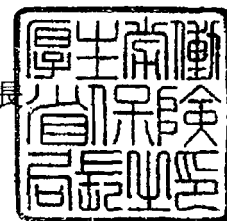
子どものいる滞納世帯に対しては、(1)及び(3)のとおり、家庭訪問等により実情把握に努めることとするが、その際、市町村の児童福祉担当部局の助言を得つつ、家庭内が著しく乱れている等の実態がみられるなど養育環境に問題のある世帯を把握した場合には、市町村の児童福祉担当部局や児童相談所と密接な連携を図ること。



保発第1226001号
平成20年12月26日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長



国民健康保険法の一部を改正する法律の施行について

国民健康保険法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が、衆議院厚生労働委員長から議員提案され、平成20年法律第97号として公布され、平成21年4月1日より施行することとされたところである。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴都道府県内の保険者等に周知を図り、運用に当たっては十分留意の上、遺憾なきを期されたい。

記

第一 改正法の趣旨

子どもの心身ともに健やかな育成に資するため、被保険者資格証明書に関し、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者に対する取扱いを見直すものであること。

第二 改正法の内容

世帯主が国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第5項の規定により被保険者証を返還した際に、その世帯に属する15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者（同条第3項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く。第三の（2）において同じ。）があるときは、世帯主に対し、その者に係る有効期間を6か月とする被保険者証を交付すること。（国民健康保険法第9条関係）

第三 施行期日等

（1） 施行期日

改正法は、平成21年4月1日から施行する。（改正法附則第1項関係）

- (2) 改正法の施行の日において、改正法による改正前の国民健康保険法の規定により被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主の世帯に属する15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者があるときは、改正法の施行後速やかに、世帯主に対し、当該被保険者に係る有効期限を6か月とする被保険者証を交付すること。(改正法附則第2項関係)
- (3) 市町村又は特別区は、国民健康保険の保険料について、減免制度の十分な周知を図ること等を通じて滞納を防止するとともに、特別の理由があると認められないにもかかわらず滞納している者からの実効的な徴収の実施を確保するため、必要な措置を講じなければならないこと。(改正法附則第4項関係)